

利根川中流 4 県境広域避難協議会
議事

利根川中流 4 県境広域避難協議会の移行について

令和 8 年 2 月 2 6 日

利根川中流4県境広域避難協議会の移行について

1 要旨

協議会規約第4条及び第8条の規定により、利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会に当協議会を移行することに伴い、当協議会を解散する。

2 移行の理由

利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会に、利根川中流4県境広域避難部会を設置することにより当協議会を移行することに伴う発展的解消。

3 解散の時期

利根川中流4県境広域避難協議会における議決、及び利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会における利根川中流4県境広域避難部会設置の議決をもって解散する。

参考（協議会規約抜粋）

（議事）

第4条 協議会の議事は委員の総意によって決する。

（雑則）

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、協議会で定めるものとする。